

広島県告示第七百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成三十年十月十一日までの間、縦覧に供する。

平成三十年九月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道吉川大多田線	東広島市黒瀬町大多田字東大東四七七番一―地先から 東広島市黒瀬町大多田字山口四八九番一―地先まで	平成三〇年九月二十七日